

# 高齢者支援課だより

令和2年2月28日

第34号

小平市内

地域包括支援センター

居宅介護支援事業所

御中

## 新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所の臨時的な取扱い等について (第1報)

日頃から小平市の介護保険事業にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルスの感染危惧を理由として利用者が居宅介護支援専門員の訪問を拒否するケースについて、以下の点に留意して対応していただきますようお願いいたします。

1. 居宅サービス計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む）について  
新型コロナウイルスの感染危惧を理由として利用者が居宅介護支援専門員の訪問を拒否する場合、再度訪問の趣旨を十分に説明し、それでも拒否された場合は、「電話による利用者及び家族への居宅サービス計画の実施状況の把握」を特段の事情に該当するものとし、運営基準減算としないこととします。
2. サービス担当者会議について  
利用者や家族にサービス担当者会議の必要性を伝え、そのうえで会議の意向を再度確認した上で、通常の体制でのサービス担当者会議の開催が難しい場合は、必要最小の人数での開催すること、若しくは居宅サービス事業者等の担当者に対して照会等を行い、意見を求め共有することは、やむを得ない理由に該当するものとし、運営基準減算としないこととします。  
なお、サービス担当者会議は、居宅サービス計画作成のために必要な情報共有の場であるため、新型コロナウイルスの事態が沈静化するまで延期するのではなく、適宜対応願います。
3. 居宅介護支援事業所で新型コロナウイルスが発生した場合について  
公衆衛生対策の観点から保健所や東京都の衛生主管部局等と連携しながら、臨時的な取扱いについて個別に相談に応じます。
4. 臨時的な取扱いについて  
新型コロナウイルスをめぐる社会情勢や国・東京都等の動向を把握しながら、臨時的な取扱いの終了時期を判断するものとし、別途「高齢者支援課だより」で通知

するものとしてします。

【問合せ先】

小平市健康福祉部 高齢者支援課 給付指導担当

電話：042-346-9595

# 高齢者支援課だより

令和2年3月2日

第35号

地域密着型サービス事業者 御中

## 新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議、サービス担当者会議の 臨時的な取扱い等について（第1報）

日頃から小平市の介護保険事業にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルスの感染危惧を理由として利用者や利用者家族等が運営推進会議等への参加を拒否された場合、以下の点に留意して対応していただきますようお願いいたします。

### 1. 運営推進会議について

新型コロナウイルスの感染危惧を理由として、利用者や利用者家族等が運営推進会議への参加を拒否する場合、再度開催の趣旨を十分に説明し、それでも拒否された場合は、文書による情報提供・報告を行い、電話や文書で意見照会を行うことで、運営推進会議を開催したものとみなすこととします。

### 2. サービス担当者会議について

ケアマネジャーより、利用者や家族にサービス担当者会議の必要性を伝え、そのうえで会議の意向を再度確認した上で、通常の体制でのサービス担当者会議の開催が難しい場合は、必要最小の人数での開催すること、若しくは居宅サービス事業者等の担当者に対して照会等を行い、意見を求め共有することも可とします。

なお、サービス担当者会議は、居宅サービス計画作成のために必要な情報共有の場であるため、新型コロナウイルスの事態が沈静化するまで延期するのではなく、適宜対応するよう地域包括支援センター、居宅介護支援事業所には別途通知をしております。

### 3. 地域密着型サービス事業所内で新型コロナウイルスが発生した場合について

公衆衛生対策の観点から保健所や東京都の衛生主管部局等と連携しながら、臨時的な取扱いについて個別に相談に応じます。

### 4. 臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルスをめぐる社会情勢や国・東京都等の動向を把握しながら、臨時的な取扱いの終了時期を判断するものとし、別途「高齢者支援課だより」で通知するものとします。

#### 【問合せ先】

小平市健康福祉部 高齢者支援課 給付指導担当  
電話：042-346-9595

# 高齢者支援課だより

令和2年4月13日

第2号

地域密着型サービス事業者 御中

## 新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議、サービス担当者会議の 臨時的な取扱い等について（第2報）

日頃から小平市の介護保険事業にご協力いただき、ありがとうございます。  
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が東京都他6府県に  
対して発せられた等の社会情勢に鑑み、表記の件につきましては、以下のとおりの取扱  
いといたします。

### 1. 運営推進会議について

（変更後）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、関係者が集まって会議をする  
のではなく、文書による情報提供・報告を行い、電話や文書で意見照会を行うこと  
で、運営推進会議を開催したものとみなすこととします。

（変更前）※高齢者支援課だより令和2年3月2日第35号

新型コロナウイルスの感染危惧を理由として、利用者や利用者家族等が運営推進  
会議への参加を拒否する場合、再度開催の趣旨を十分に説明し、それでも拒否され  
た場合は、文書による情報提供・報告を行い、電話や文書で意見照会を行うことで、  
運営推進会議を開催したものとみなすこととします。

### 2. サービス担当者会議について

（変更後）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、関係者が集まって会議をする  
のではなく、居宅サービス事業者の担当者等に対して照会等を行い、意見を求め共  
有することも可とします。

（変更前）※高齢者支援課だより令和2年3月2日第35号

ケアマネジャーより、利用者や家族にサービス担当者会議の必要性を伝え、その  
うえで会議の意向を再度確認した上で、通常の体制でのサービス担当者会議の開催  
が難しい場合は、必要最小の人数での開催すること、若しくは居宅サービス事業者  
等の担当者に対して照会等を行い、意見を求め共有することも可とします。

※新型コロナウイルス感染症に関するお知らせにつきましては、市ホームページ「新型コロナウイルス感染症への対応について（介護事業者向け）」等において掲載しております。

[トップ](#)>[健康・福祉](#)>[介護](#)>[介護保険制度](#)

**【問合せ先】**

小平市健康福祉部 高齢者支援課 給付指導担当

電話：042-346-9595

# 高齢者支援課だより

令和2年4月13日

第3号

小平市内  
〔 地域包括支援センター  
居宅介護支援事業所 〕  
御中

## 新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所の臨時的な取扱い等について (第2報)

日頃から小平市の介護保険事業にご協力いただき、ありがとうございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が東京都他6府県に対して発せられた等の社会情勢に鑑み、表記の件につきましては、以下のとおりの取扱いといたします。

### 1. 居宅サービス計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む）について

(変更後)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、電話等により利用者及び家族への居宅サービス計画の実施状況の把握をすることで、運営基準減算としないこととします。

(変更前) ※高齢者支援課だより令和2年2月28日第34号

新型コロナウイルスの感染危惧を理由として利用者が居宅介護支援専門員の訪問を拒否する場合、再度訪問の趣旨を十分に説明し、それでも拒否された場合は、「電話による利用者及び家族への居宅サービス計画の実施状況の把握」を特段の事情に該当するものとし、運営基準減算としないこととします。

### 2. サービス担当者会議について

(変更後)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、関係者が集まって会議をするのではなく、居宅サービス事業者の担当者等に対して照会等を行い、意見を求め共有することは、やむを得ない理由に該当するものとし、運営基準減算としないこととします。

(変更前) ※高齢者支援課だより令和2年2月28日第34号

利用者や家族にサービス担当者会議の必要性を伝え、そのうえで会議の意向を再度確認した上で、通常の体制でのサービス担当者会議の開催が難しい場合は、必要

最小の人数での開催すること、若しくは居宅サービス事業者等の担当者に対して照会等を行い、意見を求め共有することは、やむを得ない理由に該当するものとし、運営基準減算としないこととします。

※新型コロナウイルス感染症に関するお知らせにつきましては、市ホームページ「新型コロナウイルス感染症への対応について（介護事業者向け）」等において掲載しております。

[トップ](#)>[健康・福祉](#)>[介護](#)>[介護保険制度](#)

**【問合せ先】**

小平市健康福祉部 高齢者支援課 給付指導担当  
電話：042-346-9595

# 高齢者支援課だより

令和2年4月16日

第4号

地域包括支援センター  
通所事業所  
訪問介護事業所

御中

新型コロナウイルス感染症に係る小平市介護予防・日常生活支援総合事業の  
臨時的な取扱いについて

日頃から小平市の介護保険事業の運営にご協力いただき、ありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時的な取扱いについて、小平市日常生活支援総合事業においても以下の点に留意して対応していただきますようお願いいたします。

1. ~~新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて、感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービス事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせ実施する場合も、令和2年2月24日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」に示された取扱いと同様の取扱いとします。~~

~~なお、総合事業においてはサービス提供時間数による単位設定を想定していないため、1回あたりの単位での算定とします。~~

2. 令和2年4月7日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」に示された取扱いと同様に、通所系サービス事業所が都道府県等からの休業要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、通所系サービス事業所が、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで、相応の介護報酬の算定を可とします。

なお、総合事業においてはサービス提供時間数による単位設定を想定していないため、1回あたりの単位での算定とします。

電話によるサービス提供を行う際は、事前に利用者及び利用者家族の意向を十分確認し、同意を得てください。電話により確認した事項について、記録を残しておいてください。また、この算定に関し、利用者負担額を利用者から徴収しない取扱いは不可とします。

3. 訪問系事業所における事業の取扱いについては、感染症対策を再度徹底していただき、可能な限りサービスの提供を継続していただきますようお願いいたします。  
なお、感染症対策の再徹底については介護保険最新情報などをご確認ください。

**【問合せ先】**

小平市健康福祉部 高齢者支援課

給付指導担当：042-346-9595

地域支援担当：042-346-9539

# 高齢者支援課だより

令和 2 年 6 月 2 日

第 7 号

小平市内

地域包括支援センター

居宅介護支援事業所

御中

## 新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所の臨時的な取扱い等について (第 3 報)

日頃から小平市の介護保険事業にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合における居宅介護支援費等の取扱いについて、以下の点に留意して対応していただきますようお願いいたします。

1. 事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていただければ、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能とします。

請求にあたっては、国保連への給付管理票の提出は必須ですが、具体的な請求にあたりデータの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者にご相談願います。

2. 今般の取扱いについては新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症によりサービスの利用実績は存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所においてそれらの書類等を管理しておくことが必要です。

3. 本取扱いについては、介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費についても同様に適用することとします。

4. 本取扱いについては、国の通知が令和 2 年 5 月に発出したことから、同年 5 月実績分から適用することとします。

### 【問合せ先】

小平市健康福祉部 高齢者支援課 給付指導担当  
電話：042-346-9595

# 高齢者支援課だより

令和2年6月25日

第11号

小平市内

地域包括支援センター  
居宅介護支援事業所  
通所介護事業所  
短期入所生活介護事業所  
地域密着型通所介護事業所  
認知症対応型通所介護事業所

御中

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第12報）について

日頃から小平市の介護保険事業にご協力いただき、ありがとうございます。

6月1日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（以下「第12報」という。）に示された取扱いについて、通知内容に沿った対応を行うよう周知しているところですが、以下の点に留意していただきますよう依頼いたします。

## 記

1. 第12報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、事前に利用者への説明、同意を得たうえで、第12報の臨時的な取扱いによる算定を可とする。
2. 第12報の臨時的な取扱いについては、利用者の負担増となるため、利用者への説明を丁寧にわかりやすく行うとともに、利用者の同意が事業所による強制にならないように配慮すること。
3. 利用者の同意が得られなかった場合は、第12報の臨時的な取扱いによる介護報酬の算定は不可となるが、第12報の臨時的な取扱いによる算定の可否により、各種サービスの提供に影響を及ぼさないこと。

### 【問合せ先】

小平市健康福祉部 高齢者支援課 給付指導担当  
電話：042-346-9595